

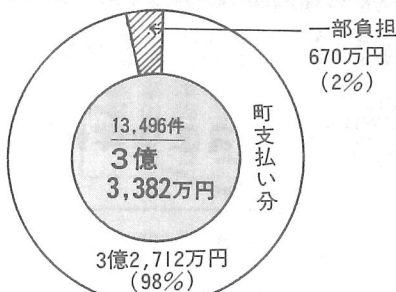


▼診療の受け方
お医者さんにかかる場合は必ず、健康手帳（老人医療費受給者証）と保険証を、窓口に表示しなければなりません。

●70歳の誕生日 ●寝たきりの認定を受けた日	●老人保健による医療開始日
9月1日 9月2日 ～10月1日	9月1日 10月1日

▼いつから対象に？
医療は70歳の誕生日（又は寝たきり状態の認定を受けた日）の月の翌月から開始されます。ただし、これらの日が月の初日である時は、その月から開始となります。

■58年度 総医療費
(58.3月～59.2月診療分)



■老人保健と国保の比較 (58年度)

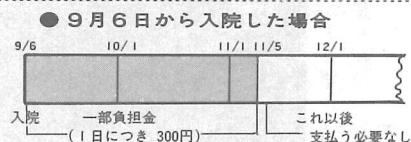
	老人保健(A)	国保(B)	(A)/(B)
一人あたりの受診件数(件)	11	5	220%
一人あたりの医療費(円)	279,578	65,702	426%

横芝町老人保健の状況
グラフは58年度の老人総医療費です。これを国民健康保険と比較してみると、一人あたりの受診件数は約2倍、一人あたりの医療費は約4倍と



▼一部負担金
●外来（月に1回、四百円）
●入院（一日三百円、2か月間限り）
外来で診療を受ける場合は、毎月一つの医療機関ごとに四百円を、その月の最初の診療日に支払います。（総合病院は、各診療科ごとに支払います）

●入院（一日三百円、2か月間限り）
入院の場合は、一日三百円を2か月間支払います。（ただし、国保以外の健康保険や、共済組合の被保険者本人の場合は50日間）



2 医療以外の保健事業

壮年期からの健康管理のために

健康な老後を確保するためには、壮年期からの健康管理が大切です。町では高齢化社会の到来に備えて、きめ細かい健康管理を行うため、40歳以上の方を対象に次のような保健事業を実施して、積極的な健康づくりをめざしています。

①健康手帳の交付

老人医療の対象となる方、40歳以上の希望者などに交付します。医療と日常の健康管理に役立ててください。

②健康教育

健康についての自覚を高め、正しい知識を広めることを目的として、保健学級などを開催します。

③健康診査

循環器・がん検診を中心に、年1回の健康診査を実施し、成人病の早期発見・予防に役立てます。

④健康相談

心身の健康に関し、保健婦が個別に相談に応じて、必要な指導・助言を行います。



⑤訪問指導

在宅で寝たきりの方などに対して、保健婦による訪問指導を行います。

これらの保健事業についてのお問合せは、役場福祉保健課へどうぞ。